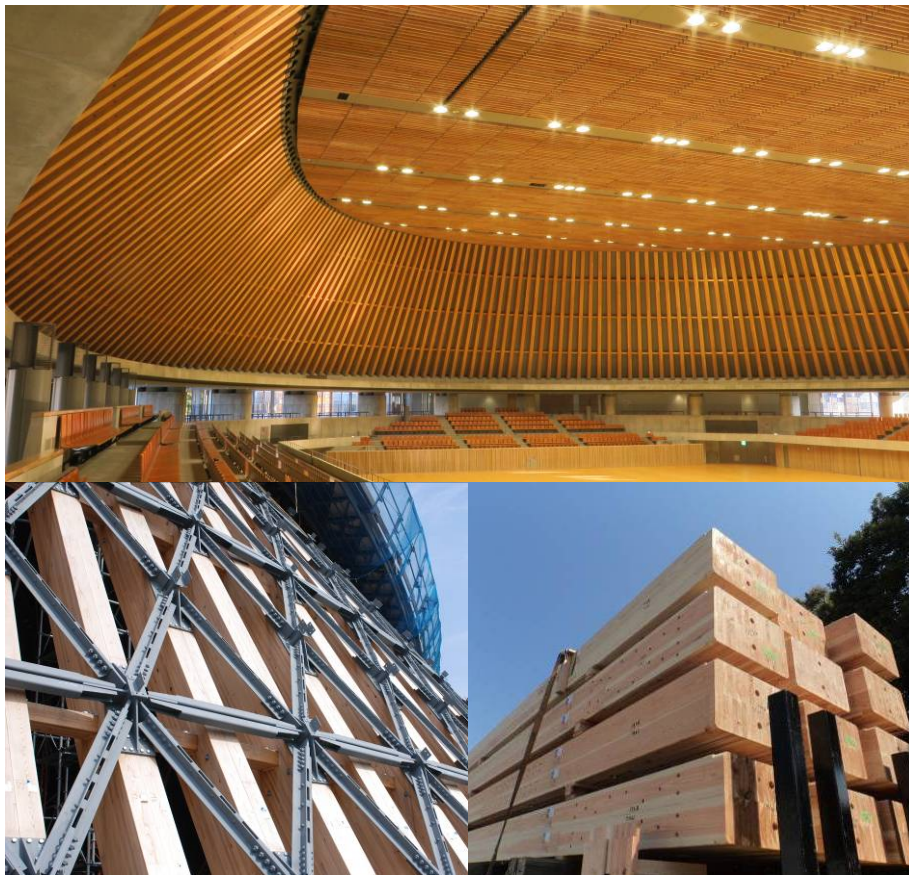


“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン

【期間：平成 30 年度(2018)～33 年度(2021)】



静 岡 県

平成 30 年 3 月

目 次

第1章 県産材利用の基本	1
1 基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 目標	1
(3) 期間	1
(4) 対象	1
2 県産材利用の意義	3
3 プランの位置付け	4
第2章 県産材利用の目標値と達成の考え方	5
1 県産材の生産目標	5
2 公共部門における県産材利用の目標	6
3 目標達成の考え方	7
4 公共建築物等における単位床面積当りの目標	7
第3章 県産材利用の取組	8
1 公共施設整備での県産材の利用	8
(1) 公共建築物等での県産材の利用	8
(2) 物品調達等での県産材の利用	10
(3) 公共施設における工作物での県産材の利用	11
(4) 木質バイオマスとしての県産材の利用	11
2 公共土木工事等での県産材の利用	12
3 森林認証材の利用	13
4 市町、民間での県産材の利用	14
(1) 市町との連携	14
(2) 設計者の育成と情報提供	14
(3) 県民、事業者の理解の醸成	14
(4) 県産材利用の社会的評価	14
5 使用する木材の合法性の確保	14
第4章 県産材の適切な供給の確保	15
第5章 推進体制・進行管理	16
1 推進体制	16
2 進行管理	16
(1) プランの評価と成果の公表	16
(2) 地域連絡会の活動状況	16
資料編	
1 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（概要）	17
2 公共建築物等の木造・木質化に関する基準	18
3 木材需要拡大庁内会議設置要綱	21
4 これまでの取組	23

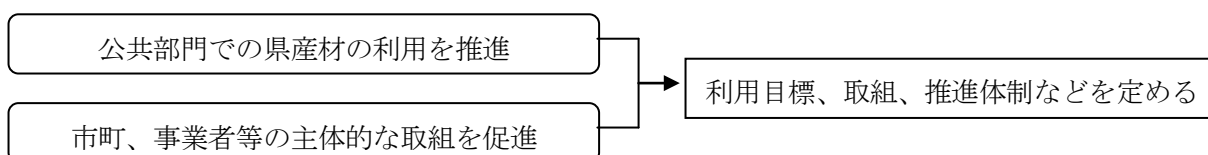
第1章 県産材利用の基本

1 基本的事項

(1) 目的

このプランは、本県が公共建築物等の公共部門において率先して県産材の利用を推進するとともに、市町、事業者等の主体的な取組を促進するため、利用目標と取組、推進体制などを定めました。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物木材利用促進法」という。）第 8 条第 1 項に基づく県方針に位置付けます。



(2) 目標

公共部門における県産材利用の目標を平成 27 年度に定めた”ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン（H28～32）で設定した目標 19,000 m³/年に 2,000 m³/年を上乗せした 21,000 m³/年（84,000 m³/4年間）と設定します。

公共部門における県産材利用の目標	H30(2018)～33(2021)
	21,000 m ³ /年(84,000 m ³ /4年間)

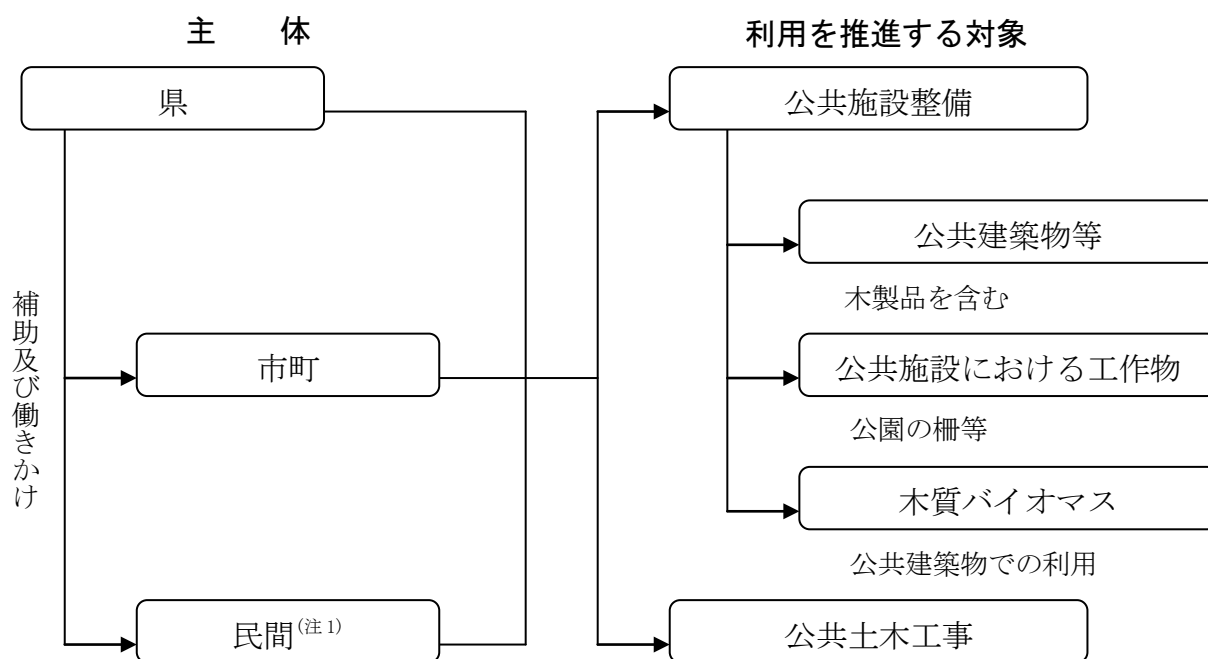
(3) 期間

平成 30 年度(2018)から平成 33 年度(2021)までの 4 年間とします。

(4) 対象

このプランにおいて、県産材の利用を推進する主体は、県並びに県からの補助や働きかけを受けた市町及び民間^(注1)とします。

県産材の利用を推進する対象は、公共施設整備（公共建築物等、公共施設における工作物及び木質バイオマス利用）と公共土木工事とします。



(注1) 民間が整備する公共建築物等は、次のとおりです。

- ① 公共建築物木材利用促進法第2条第1項第2号の建築物
 - ・ 学校
 - ・ 社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）
 - ・ 病院、診療所
 - ・ 運動施設（体育館、水泳場等）
 - ・ 社会教育施設（図書館、青年の家等）
 - ・ 公共交通機関の旅客施設
 - ・ 高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く）
- ② 県が補助した物品販売所等の建築物

2 県産材利用の意義

森林は、水源のかん養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要な役割を担っており、森林を守り、育て、活かすことで、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが極めて重要であります。

本県は、50万ヘクタールの森林（国有林を含む）を有し、このうち24万ヘクタールが人工林（民有林のみ）です。全国的にも豊富な人工林は、その約9割が木材資源として利用可能な林齢である40年を超えています。一方、その資源の利用は低調であり、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっています。

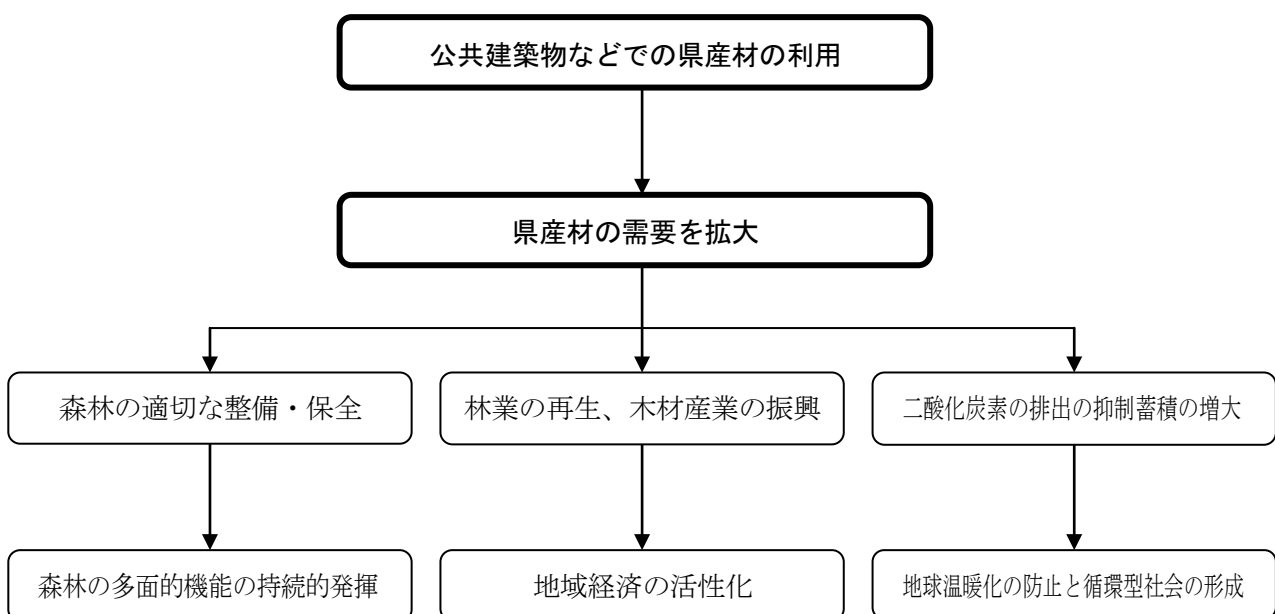
このような現状において、県産材の需要を拡大することは、林業の再生と森林の適正な整備・保全につながり、山村をはじめとする地域経済の活性化に加え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮にも資するものです。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材であります。さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材であります。

このため、県産材の利用を推進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待されています。

県産材の利用を促進し、県産材の需要を拡大するためには、県自らが率先して取り組むとともに、市町や民間へも働きかける必要があります。

《県産材利用の波及効果》



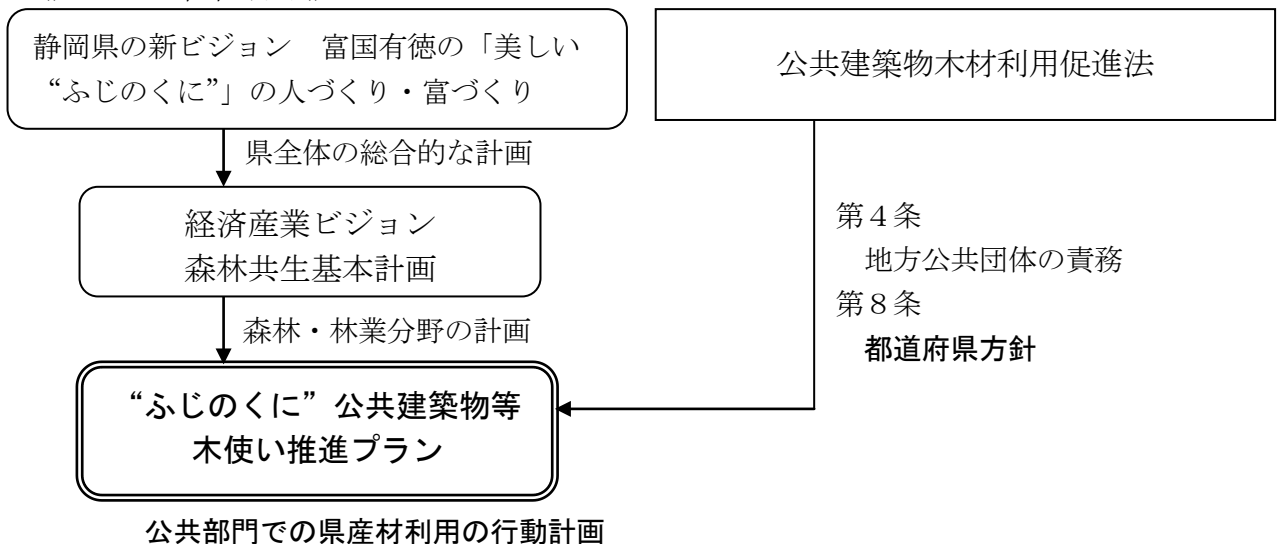
3 プランの位置付け

公共部門のうち、公共建築物は、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっていることから、木材の利用の拡大を図る余地が大きく、潜在的な木材の需要が期待できます。国では、公共建築物に重点をおいて木材の利用の促進を図るため、公共建築物木材利用促進法を平成 22 年 5 月に制定し、自ら率先して木材の利用に努めることとしました。

また、公共建築物木材利用促進法では、国は公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めるとともに、県は国の基本方針に即して県内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができるとされました。

こうしたことから、このプランは、静岡県総合計画における公共部門での県産材の利用拡大を具体化する行動計画とするとともに、公共建築物木材利用促進法第 8 条に規定する県内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針として位置付けます。

《プランの位置付け》



《公共建築物木材利用促進法 第 8 条の規定》

(都道府県方針)

第 8 条 都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「都道府県方針」という。）を定めることができる。

2 都道府県方針において、次に掲げる事項を定めるものとする。

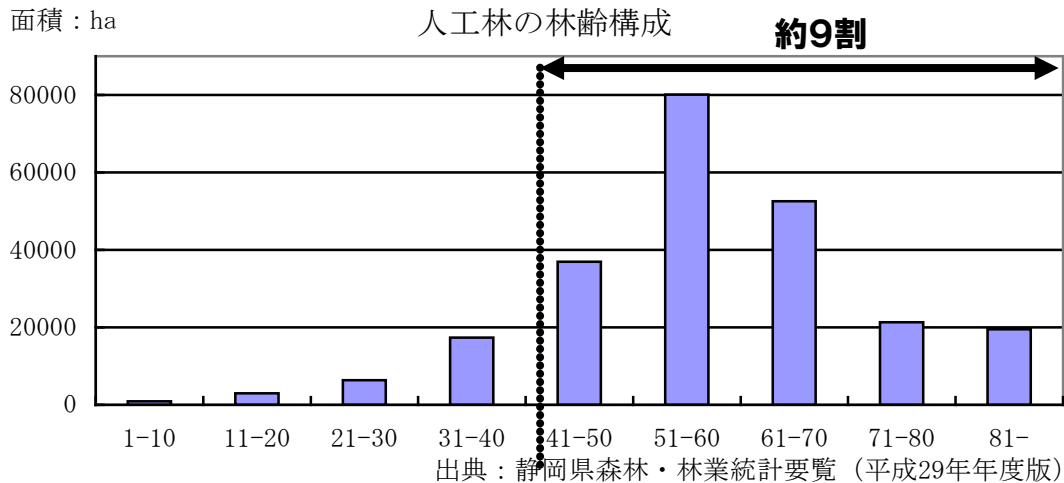
- (1) 当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- (2) 当該都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標
- (3) 当該都道府県の区域内における公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
- (4) その他当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

第2章 県産材利用の目標値と達成の考え方

1 県産材の生産目標

戦後、広葉樹林をスギ、ヒノキなどに転換する「拡大造林」などを推進した結果、本県では、民有林の59%にあたる24万ヘクタールが人工林となりました。人工林のうち約9割が伐採可能な40年に達していますので、今後、県産材の利用を促進する必要があります。



木材生産量 50 万 m^3 の目標（静岡県総合計画）を掲げ、県産材の需要と供給の一体的な創造に取り組んでいます。50 万 m^3 の木材生産量は、スギ・ヒノキ人工林の1年間の成長量（130 万 m^3 ）の5割に相当し、人工林資源を劣化させることなく、毎年生産が可能な数量です。

	(立木幹材積)	木材生産量(素材材積)	(製材品材積)
形状			
換算係数	1.0	0.7	0.50
目標数値	70 万 m^3	50 万 m^3	25 万 m^3
備考	スギ・ヒノキの人工林の成長量(130 万 m^3)の5割に相当する。	素材、原木及び丸太材積とも言う。	

出典：静岡県森林共生基本計画（平成26年6月）

2 公共部門における県産材利用の目標

平成 27 年度に定めた”ふじのくに”公共建築物等木使い推進プラン(H28～32)の目標 19,000 m³/年は、達成が見込まれています。また、これまでに 50 万 m³の丸太の受入体制が整備され、新たな県産材製品が市場へ供給され始めています。

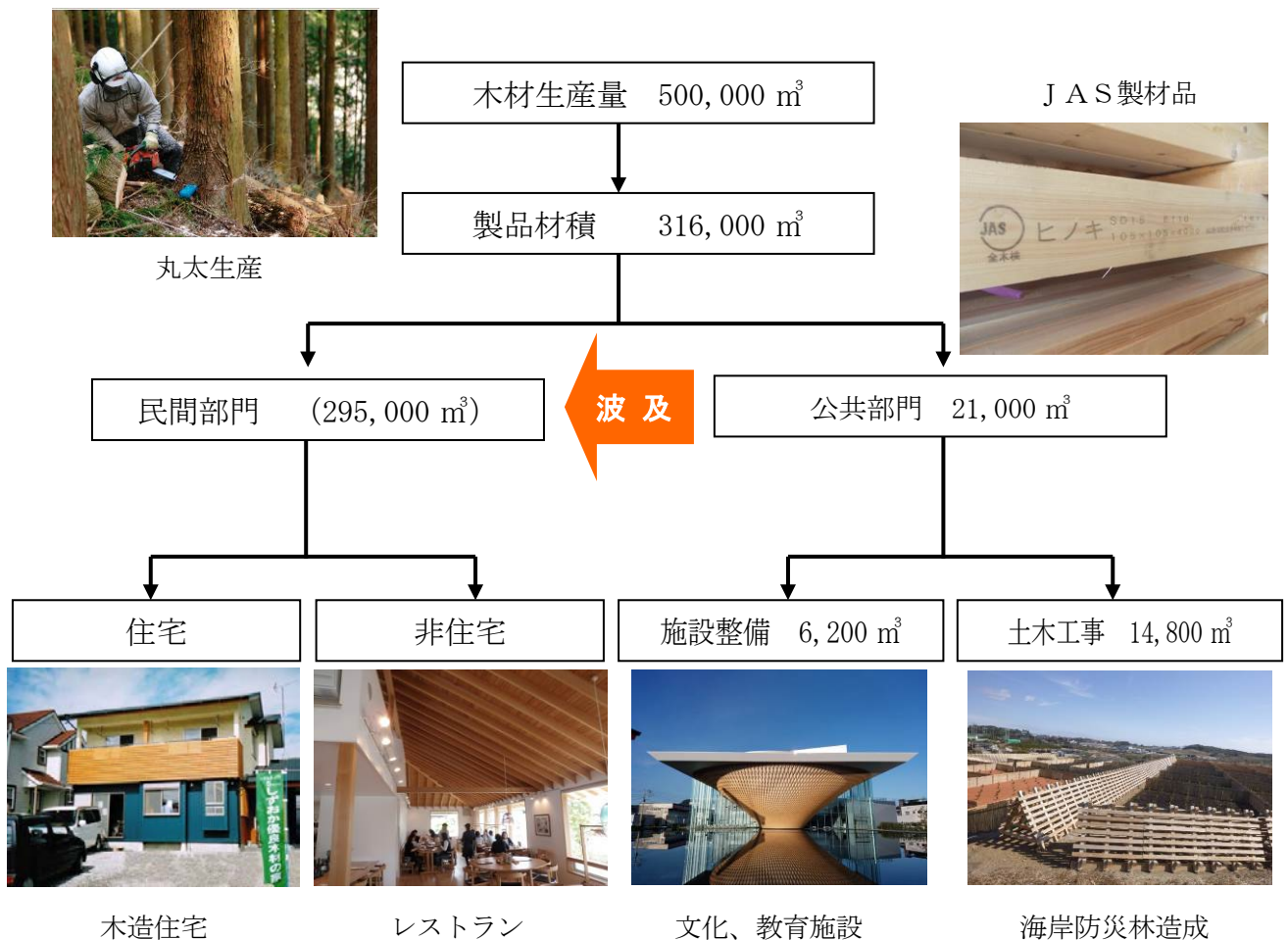
そこで、このプランでは、利用する対象別に目標を設定して、公共部門での利用目標を 2,000 m³/年上乗せし、21,000 m³/年 (84,000 m³/4年間) とします。

公共部門で県産材利用をけん引することで、木造住宅や、店舗・企業の社屋等の非住宅分野など民間部門での県産材利用を促進します。

公共部門における県産材利用の目標	H28～32 (2016) (2020)	⇒	H30～33 (2018) (2021)
	19,000 m ³ /年	+2,000 m ³	21,000 m ³ /年

区 分	目 標	
	単年度	H30～33(4年間) (2018) (2021)
公共施設整備	6,200 m ³	24,800 m ³
公共土木工事	14,800 m ³	59,200 m ³
合 計	21,000 m ³	84,000 m ³

《県産材利用の全体像 (年)》



3 目標達成の考え方

公共施設整備及び公共土木工事において、建築物の柱や梁等の構造の木造化と内装等の木質化の徹底、また合板型枠や木柵工、防風工等の工種で積極的に県産材を利用することで、21,000 m³/年(84,000 m³/4年間)を目標とします。

<p>公共施設整備 (6,200 m³/年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の木造化と木質化の徹底 公共建築物等は、年間約 110 棟（平成 25、26 年度の平均）が建築されています。このうち、低層であり木造化が可能な建築物は約 70 棟（延べ約 17,500 m²、平均 250 m²/棟）、中高層や他の理由により木造化が困難な建築物は約 40 棟（延べ約 120,000 m²、平均 3,000 m²/棟）です。 低層の建築物では柱や梁等の構造材の木造化、中高層の建築物では内装等の木質化を徹底するとともに、県産材製品の利用率を高めることで 4,000 m³を目標とします。 (平均 250 m²) 40 m³ × 70 棟 = 2,800 m³ (平均 3,000 m²) 30 m³ × 40 棟 = 1,200 m³ ・公共施設における工作物での利用 公園の柵や標識等の工作物で木材を利用することで 200 m³を目標とします。 ・木質バイオマス利用 庁舎等でボイラーを増やし利用することで 2,000 m³を目標とします。
<p>公共土木工事 (14,800 m³/年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・木材の使用が可能な工種や仮設資材等での利用 木材利用が可能な合板型枠や木柵工、防風工等の工種で、一層県産材を利用することで 14,800 m³を目標とします。

4 公共建築物等における単位床面積当りの目標

公共施設整備のうち、公共建築物等は、建築棟数の増減が県産材の利用量に大きく影響します。そこで、単位床面積当りの木材利用の目標を設定することで、より県産材の利用を確実なものとしします。

なお、この目標値は、木造化は平均的な木材の使用量とし、木質化は床と腰壁に木材を使用すると想定して設定しました。

区分	構造の木造化	内装等の木質化	
		3,000 m ² 以下	3,000 m ² を越える
目標値	0.20 m ³ /m ²	0.02 m ³ /m ²	0.01 m ³ /m ²

《1棟当りの県産材の平均的な利用量》

木造化^(注2)：(目標)0.20 m³/m² × (平均面積) 250 m² × (県産材率)0.8 = 40 m³/棟

木質化^(注3)：(目標)0.01 m³/m² × (平均面積)3,000 m² × (県産材率)1.0 = 30 m³/棟

(注2) 木造化：建築する施設の主要な構造材（柱・梁・桁）に木材（集成材・LVL・CLTを含む。）を利用すること

(注3) 木質化：建築する施設の内・外装に木材を利用すること

第3章 県産材利用の取組

1 公共施設整備での県産材の利用

公共施設整備における県産材の利用の推進にあたっては、建築材料としての県産材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての県産材の利用も併せてその推進を図ります。

(1) 公共建築物等での県産材の利用

「公共建築物等の木造・木質化に関する基準」に基づき、次のアからエのとおり公共建築物等の構造の木造化・内装等の木質化を推進します。

ア 構造の木造化

建築基準法その他の法令により耐火性能が求められない低層の公共建築物等において、木造化を推進します。また、耐火性能が求められる公共建築物等においても、木質耐火部材等の活用による、木造化を検討します。

イ 混構造の採用

木造と非木造（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等から有利な場合もあることから、その採用も積極的に推進します。

ウ 内装等の木質化

施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等、建築物に求められる機能等から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものを含め、新設及び既存施設の内装等の木質化を推進します。

エ 新たな木質部材の活用

木造化や木質化にあたっては、CLTなどの新たな木質部材の活用に取り組みます。

各部局が木造・木質化を推進する建築物	
経営管理部	・ 庁舎、地域コミュニティ施設等
くらし・環境部	・ 公営住宅、自然ふれあい施設等
文化・観光部	・ 文化、教育施設、空港旅客ターミナルビル及び観光施設等
健康福祉部	・ 社会福祉及び医療施設等
経済産業部	・ 農山漁村関連建築物等
交通基盤部	・ 都市公園施設、農山漁村関連建築物等
教育委員会	・ 教育施設等
警察本部	・ 警察施設



草薙総合運動場体育館（静岡市駿河区）
国内最大級の大型木造建築



静岡県富士山世界遺産センター（富士宮市）
日本初となる「SGEC/PEFC-CoC プロジェクト認証」を取得



静岡県立総合病院先端医学棟（静岡市駿河区）
各階ラウンジのルーバーにヒノキを使った医療施設



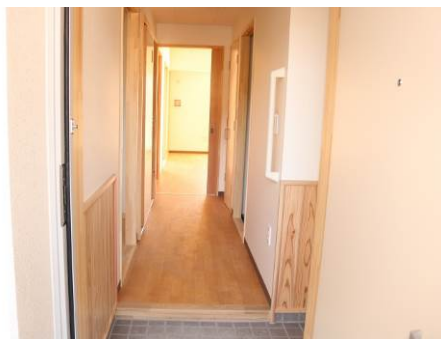
AOI-PARC（アオイパーク）（沼津市）
玄関ホールの壁にヒノキを使った農業研究施設



静岡県立西部特別支援学校体育館（浜松市北区）
在来工法用いてコスト縮減を図った教育施設



下田警察署松崎分庁舎（賀茂郡松崎町）
県民が訪れるスペースにヒノキを使った警察施設



麻機北団地1号棟（静岡市葵区）
廊下の腰壁にスギを使った県営住宅



田子みなと公園トイレ（賀茂郡西伊豆町）
公園施設



放課後等デイサービスはるかぜ（掛川市）
福祉施設



両河内生涯学習交流館（静岡市清水区）
地域コミュニティ施設

(2) 物品調達等での県産材の利用

公共建築物等において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、県産材をその原材料として使用したものの利用を推進します。

各部局の具体的な取組内容	
経済産業部	・ 県産材を利用した木製品の開発、普及
出納局	・ 物品調達における木製品の導入
教育委員会	・ 児童及び生徒用の学習机等への導入



静岡県知事室
家具（テーブルなど）の導入



静岡県企業局長室前
来客用椅子の導入と製品 PR



県庁東館各階
高校生がデザインした配架台



静岡県森林・林業局執務室 県産材プラザ
県産材を利用した木製品の展示

(3) 公共施設における工作物での県産材の利用

景観の向上及び癒しの醸成のため、周囲との調和や木材の強度に留意しつつ、ガードレール、高速道路の遮音壁、公園の柵、給水槽等に木材の利用を推進します。また、木製工作物の耐久性を検証します。

各部局が工作物で県産材の利用を推進する施設	
くらし・環境部	・ 自然ふれあい施設
文化・観光部	・ 観光施設
交通基盤部	・ 公園施設



歴史学習施設“ディアナ号”（富士市）
木製の公園施設



階段デッキ（沼津市）
木製の観光施設



木橋（浜松市浜北区）
木製の自然ふれあい施設



新東名高速道路の遮音壁（掛川市）
公共施設における工作物

(4) 木質バイオマスとしての県産材の利用

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入を、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ推進します。

各部局の具体的な取組内容	
全部局	・ 温浴施設や社会福祉施設等の公共建築物等で、木質バイオマスを燃料としたボイラーの導入

2 公共土木工事での県産材の利用

木材の使用が可能な工種や、合板型枠を含む仮設及び保安資材等での県産材の利用を推進します。また、人工林の間伐や混交林化により森林機能の向上を図る「森の力再生事業」や「治山事業」等で伐採した県産材を、土木資材等としての活用を推進します。

さらに、木材使用事例の調査・普及を進めるとともに、歩掛、定規図、単価等の整備を進め、県産材の利用しやすい環境づくりに努めます。

また、木材を使用する場合は、発注の際、仕様書等により「県産材」の使用を指定します。

各部局が県産材の利用を推進する公共土木工事等	
経済産業部	・ 森の力再生事業、治山事業、林道事業等
交通基盤部	・ 道路事業、河川事業、海岸事業、防潮堤整備事業、砂防事業、街路事業、空港周辺整備事業、漁業漁村整備事業、農業農村整備事業等
企業局	・ 工業用地造成事業等



木製護岸工（浜松市天竜区）
円柱加工丸太を利用した河川事業



木柵工（浜松市南区）
製材品を利用した防潮堤整備事業



仮設工（富士市）
合板型枠を利用した治山事業



法面緑化工（牧之原市）
現地発生材をチップにした工業用地造成事業

3 森林認証材の利用

本県は、世界文化遺産の富士山や、ユネスコ・エコパークの南アルプスなど、世界水準の魅力を有しており、こうした魅力を育む森林においても国際基準の森林認証の取得促進を図り、世界に通用する質の高い森林づくりを目指します。

森林認証制度は、環境と経済を両立させた森林経営により公益的機能が高度に発揮された森林を第三者機関が評価・認証し、認証森林から生産された木材・木製品等に、認証ラベルを貼り付けることにより消費者の選択的な購買を促すことで、持続可能な森林経営を支援する制度です。

県自らが率先し、県産の森林認証材^(注4)の利用に取り組むとともに、市町や民間での利用を働きかけます。

(注4) 認証森林から生産された木材・木製品等

《主な認証制度》

国際基準		F S C (Forest Stewardship Council) 森林管理協議会
		【設 立】平成4年、WWF(世界自然保護基金)を中心に発足 【基 準】社会的な便益の発揮、環境への適切な配慮、経済的な継続性の確保
国際基準		P E F C ^(注5) (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)
		【設 立】平成10年、ヨーロッパ11カ国の発足 【基 準】汎欧州プロセス等の基準・指標に基づき、世界34カ国の独自の認証制度を統合したスキーム
日本独自		S G E C ^(注5) (Sustainable Green Ecosystem Council) 「緑の循環」認証会議
		【設 立】平成15年、日本の林業団体、環境NGO等により発足 【基 準】日本の実情に応じた日本独自の認証制度

(注5) S G E Cは国際基準であるP E F Cと相互承認

(1) 森林認証材の利用推進

多くの県民が訪れる公共建築物等から森林認証材の利用に取り組んでいきます。

補助事業説明会等で、森林認証制度について紹介し、市町、事業者の森林認証材の利用に向けた主体的な取組を促進します。

森林認証制度の普及のため、多くの県民が目に触れる機会のある各種冊子、パンフレット、ポスター、封筒など用紙類の原料は、県産材に関わらず「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に適合した森林認証紙を、取組が可能な部局から取り入れます。

(2) 森林認証材の供給体制の強化

県内全域に、地域の森林認証を推進する認証管理団体が設立されました。今後は、地域の認証管理団体を中心とする森林認証の拡大を支援し、森林認証材の供給体制の強化を図ります。

4 市町、民間での県産材の利用

(1) 市町との連携

県産材の積極的な利用は、市町も積極的な役割を果たすことが求められます。

県内の全ての市町は、市町の区域内の公共建築物における県産材の利用の促進に関する方針（公共建築物木材利用促進法第9条）が作成されており、方針に基づき県産材が利用されています。

さらに、地域の特性に合った県産材利用の提案・普及及び市町等への取り組み要請等をするため、農林事務所単位等で地域連絡会を設置するなど、市町との連携を強化します。

地域連絡会の設置例

（組 織）

農林事務所、土木事務所等の県出先機関、市町等

（協議事項）

- (1) 県産材利用の普及啓発に関すること。
- (2) 公共施設整備と公共土木工事への県産材（森林認証材を含む）利用の推進に関すること。
- (3) 利用促進法に基づく市町方針の作成支援に関すること。

(2) 設計者の育成と情報提供

公共部門における県産材の利用を担う設計者の育成とともに、県産材の利用の具体的な事例やコスト、県産材の調達方法等に関する情報の提供に努めます。

(3) 県民、事業者の理解の醸成

県産材利用の促進に向けた県民、事業者の自発的な努力を促していくために、県民、事業者に対し、木材の利用意義や、木材の長所と短所をはじめ、森林・林業、木造住宅等に関する情報を幅広く提供します。

また、県民への普及啓発ツールとして開設している「木と竹の電子情報館/しずおか木使いネット」（ホームページアドレス <http://kizukai.pref.shizuoka.jp>）の内容を充実します。

さらに、民間住宅の新築・増改築及びリフォームでの、県産材の利用を支援します。

(4) 県産材利用の社会的評価

県産材を利用した模範となる優良建築物の施主や設計者を表彰します。

5 使用する木材の合法性の確保

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）の趣旨を踏まえるとともに、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）第2条第1項に規定する環境物品等に該当する木材の使用に努めます。

《国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第2条第1項》

再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品

第4章 県産材の適切な供給の確保

生産に適した森林（認証森林を含む）における木材生産、県産材の流通改革、製材・加工体制の整備、新たな製品や技術の開発、JAS製品等の品質が確かな製材品の供給により、県産材の供給体制の整備を促進します。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給を促進するとともに、県産材証明制度の適正な運用を推進します。

《合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第2条第2項》

我が国又は原産国の法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材及び当該木材を加工し、主たる原料として製造した家具、紙等の物品であつて主務省令で定めるもの

○ 県産材の安定供給

木材生産に適した森林において効率的な木材生産計画の作成促進、路網と林業機械を組み合わせた低コスト生産システムの定着により、県産材を安定供給します。

○ 県産材の流通改革

需要に応じた供給をコーディネートする仕組みの確立や、県産材を製材・加工工場に直接送る等の、県産材の流通改革を進めます。

○ 製材、加工体制の拡充

既存製材工場のネットワーク化やOEM^(注6)による生産等、県産材の製材、加工体制を拡充します。

○ 需要者のニーズを捉えた新たな製品や技術の開発

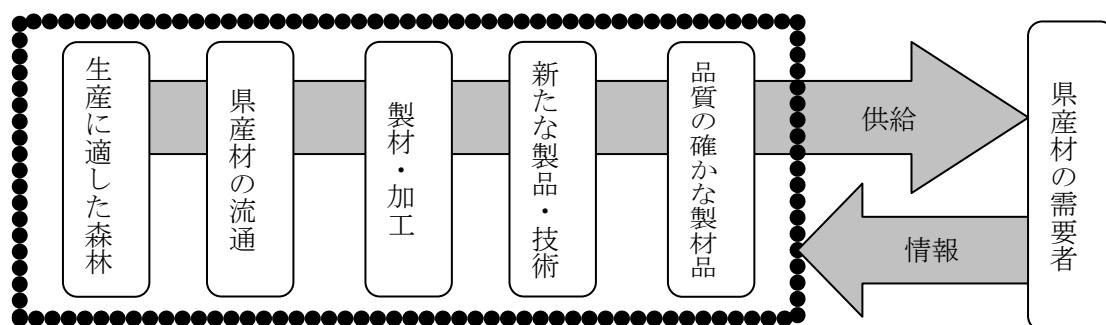
耐久性と寸法安定性に優れた外構材及び低コストで難燃性能を付与した内装材等の開発と、県産のスギ、ヒノキ等を利用した新たな木質部材の開発を推進します。

○ 県産材製品の品質の明確化

JAS製品やしずおか優良木材等の品質が確かな製材品の供給を図ります。

○ 需要者と供給者の情報共有

林業や木材関係者が組織する団体等を窓口とし、県や市町、設計者等の需要者と素材生産から製材品流通までの供給者の需給情報の共有を促進します。



(注6) OEM (original equipment manufacturing) 取引先の会社の商標で販売される製品の受注生産

第5章 推進体制・進行管理

1 推進体制

県が実施する公共施設整備、公共土木工事に関して、県産材の円滑な利用を推進し、県産材の需要拡大を図るため木材需要拡大庁内会議を設置します。

木材需要拡大庁内会議

(組織)

会 長	副知事
副会長	農林水産戦略監
委 員	知事戦略局長、政策推進局長、経営管理部長、くらし・環境部長、文化・観光部長、健康福祉部長、経済産業部理事(林業・森の防潮堤推進担当)、交通基盤部長、出納局長、企業局長、教育長、警察本部総務部長

(協議事項)

- (1) 県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること。
 - ア 基本方針の策定、改定等に関すること。
 - イ 目標や施策の提言、是正等に関すること。
- (2) 公共建築物等の木造化、木質化の推進に関すること。
- (3) 公共土木工事等での間伐材等の利用推進に関すること。
- (4) 県産材利用についての普及啓発に関すること。

2 進行管理

(1) プランの評価と成果の公表

木材需要拡大庁内会議は、毎年度当初に、公共施設整備及び公共土木工事における県産材利用の前年度実績と当年度計画を把握・評価し、公表します。

(2) 地域連絡会の活動状況

地域連絡会は、毎年度当初に前年度の活動状況を木材需要拡大庁内会議へ報告します。

資料編 1

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（概要）

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務（第3条）

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務（第4条）

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定（第7条）

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定（第8、9条）

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備（第10、12条）

- (1) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策（第17～20条）

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

III. 施行期日

平成 22 年 10 月 1 日

資料編 2

公共建築物等の木造・木質化に関する基準

(目的)

第1 静岡県では、平成13年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」を策定して、全庁的に公共建築物等において木材利用に取り組んでいるところである。

公共建築物等の木造化等を一層推進するため、ここに「公共建築物等の木造・木質化に関する基準」を定め、各部局の自主的な取組を促進する。

(用語の定義)

第2 この基準に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「公共建築物等」とは、次に掲げる建築物をいう。

ア 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条において定める公共建築物

イ 地方公共団体からの補助事業等により整備されるアに掲げる公共建築物以外の建築物

(2) 「建築」とは、公共建築物等の新築、改築及び増築をいう。

(3) 「木造化」とは、建築する施設の主要な構造材（柱・梁・桁）に木材（集成材・LVL・CLTを含む。）を利用することをいう。

(4) 「木質化」とは、建築する施設の内・外装に木材を利用することをいう。

(5) 「県産材」とは、「静岡県産材証明制度要綱」第2条に掲げるものをいう。

(6) 「木質耐火部材等」とは、大臣認定を受けた耐火性能及び準耐火性能を有する木質系の構造部材及び工法を言う。

(木造化の推進)

第3 公共建築物等の建築にあたっては、建築基準法をはじめとする関係法令や基準等の範囲内で、別表を基本に木造化を図る。ただし、施設の維持管理、防護防犯、費用対効果等の理由により、木造が適当ではないと判断する場合は、この限りでない。

2 木造が困難な公共建築物等にあつては、木造と他構造との混構造を検討する。

3 木造化に当たっては、劣化対策や維持管理・更新の容易性の確保に配慮する。

(木質化の推進)

第4 内・外装において建築基準法に照らして木材の使用が可能な部分（床、壁、天井及び窓枠等）は、積極的に木質化を図る。

(新たな木質部材の活用)

第5 木造化や木質化に当たっては、CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組む。

(県産材の使用)

第6 使用する木材は、県産材を基本とする。

附則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

別表 公共建築物等の木造化に関する基準

公共建築物等は、下表のとおり建築物の用途、階数、規模毎に木造化を図る。

建築物の用途		建築基準法別表第1	建築物の階数	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）	
				3,000㎡以下	3,000㎡超
集会	集会場、公会堂、劇場等	(一)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (客席の床面積の合計が200㎡以上の場合)
			1階建		
居住	県営住宅、職員住宅、寄宿舎等	(二)項	3階建	木造化を検討する。 ^{※2}	
			2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が300㎡以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
医療福祉 ^{※3} 宿泊	児童・老人・社会福祉施設、病院、宿泊施設等	(二)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が300㎡以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
教育	学校、図書館、美術館、体育館、スポーツ施設等	(三)項	3階建	木造化を検討する。 ^{※2}	
			2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2,000㎡以上の場合)
			1階建		
観光	物品販売所、飲食店、観光施設、公衆浴場等	(四)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (2階部分の床面積の合計が500㎡以上の場合)
			1階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
倉庫		(五)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (延べ面積が1,500㎡以上の場合)
			1階建		
自動車車庫		(六)項	2階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2} (延べ面積が150㎡以上の場合)
			1階建		
上記以外のすべて (庁舎、事務所、研究所等)			3階建	木造化する。 ^{※1}	木造化を検討する。 ^{※2}
			2階建		
			1階建		

(注意) 表中の建築物の用途等に関する用語の定義や木造化に関する耐火性能等の基準や規制は全て建築基準法による。

(上記基準の適用除外)

防火地域若しくは準防火地域に指定された地域で、下表に掲げる規模の建築物を建築する場合は、上表によらず、別途木造化を検討すること。

	防火地域の場合	準防火地域の場合
耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数3以上の建築物（面積は問わない）となる場合 ・階数2以下、延べ面積100㎡超の建築物となる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・階数4以上の建築物（面積は問わない）となる場合 ・階数3以下、延べ面積1,500㎡超の建築物となる場合
準耐火建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の建築物すべて 	<ul style="list-style-type: none"> ・延べ面積500㎡超、1,500㎡以下の建築物となる場合 ・階数3となる建築物

- ※1 「木造化する。」のうち1,000㎡超の建築物は、建築基準法第26条の規定に適合させる（床面積1,000㎡以内ごとに防火壁の設置等）。
- ※2 「木造化を検討する。」建築物は、準耐火建築物若しくは燃えしろ設計等による建築物又は耐火建築物が要求される。
 検討に当たっては、木質耐火部材等の活用を考慮する。
 また、以下の場合に大断面木材などを活用して耐火性の高い材料で被覆する等の措置によらずに準耐火構造等にできることとする。
- ① 延べ面積が3,000㎡を超える大規模な建築物について、火災の拡大を3,000㎡以内に抑える防火壁等を設けた場合[建築基準法第21条]
 - ② 3階建ての学校等について、天井の不燃化又は庇・バルコニーの設置など、区画を超えた早期の延焼を防止する措置を講じた場合[建築基準法第27条]
- ※3 福祉施設は、建築基準法別表第1第2項に該当する建築物をいう。
 具体的には、児童福祉施設（保育所や助産施設）、老人福祉施設（老人デイサービスセンターや特別養護老人ホーム）、社会福祉施設等をいう。

(参考) 建築基準法における耐火建築物と準耐火建築物の概要

耐火建築物	準耐火建築物
<p>耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部を耐火構造にする。 2 耐火性能検証法等により火災が終了するまで耐えられるようにする。 <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>	<p>準耐火建築物にするには、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主要構造部を準耐火構造にする。 2 外壁を耐火構造にする。 3 主要構造部を不燃材料にする。 <p>のいずれかにする必要があり、かつ、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には防火設備を設置する必要がある。</p>
<p>木材を使った耐火建築物にするには、一般的には、1の <u>主要構造部を耐火構造にすることにより火災が終了するまで耐えられるようにする方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、木質耐火部材等を活用することで、耐火構造としての性能を確保する。</p>	<p>木材を使った準耐火建築物にするには、一般的には、1の <u>主要構造部を準耐火構造する方法</u>を採用する。</p> <p>具体的には、次のことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要構造部分において、石膏ボード等の不燃材料・準不燃材料で防火被覆して木材を使用する。 ・柱及び梁については「燃えしろ設計」を用いる（石膏ボード等の防火被覆を用いずに木のあらわしを見せたまま木材を使った準耐火構造とすることも可能）。

資料編3

木材需要拡大庁内会議設置要綱

制 定 平成13年12月 5日

最終改正 平成30年 4月 3日

(目 的)

第1条 県が実施する公共施設の建設、公共土木工事、庁内物品等の調達に関して、県産材の円滑な利用を推進し、県産材の需要拡大を図るため、木材需要拡大庁内会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 庁内会議の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 県が実施する事業、調達する備品、その他補助事業等における県産材利用推進に関すること。
 - ア 基本方針の策定、改定等に関すること。
 - イ 目標や施策の提言、是正等に関すること。
- (2) 公共施設の木造化、木質化の推進に関すること。
- (3) 公共土木工事等での間伐材の利用推進に関すること。
- (4) 県産材利用についての普及啓発に関すること。
- (5) その他目的の達成に必要な事項

(組 織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を聞くことができる。

(職 務)

第4条 会長は、庁内会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(庁内会議)

第5条 庁内会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事会)

第6条 庁内会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会は、林業振興課長が主宰し、必要に応じて招集する。

(庶 務)

第7条 庁内会議の庶務は、経済産業部森林・林業局林業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

別表1 (庁内会議)

役員名	職名
会 長	副知事
副 会 長	農林水産戦略監
委 員	知事戦略局長
〃	政策推進局長
〃	経営管理部長
〃	くらし・環境部長
〃	文化・観光部長
〃	健康福祉部長
〃	経済産業部理事 (林業・森の防潮堤推進 担当)
〃	交通基盤部長
〃	出納局長
〃	企業局長
〃	教育長
〃	警察本部総務部長

別表2 (幹事会)

所 属	職 名
知事戦略局	1〇広聴広報課長
政策推進局	2〇総合政策課長
経営管理部	3 管財課長 4〇地域振興課長
くらし・環境部	5〇公営住宅課長 6 環境ふれあい課長
文化・観光部	7 文化政策課長 8〇観光政策課長 9 空港運営課長
健康福祉部	10〇福祉指導課長 11 こども未来課長 12 障害者政策課長 13 医療政策課長
経済産業部	14 商工振興課長 15 農業戦略課長 16 農地整備課長 17〇林業振興課長 18 水産資源課長
交通基盤部	19〇建設技術企画課長 20 営繕企画課長 21 営繕工事課長 22 道路企画課長 23 河川海岸整備課長 24 港湾企画課長 25 都市計画課長
出納局	26〇用度課長
企業局	27〇水道企画課長
教育委員会	28〇財務課長
警察本部	29〇施設課長

※ 〇：部局代表幹事課

資料編 4

本県のこれまでの取組

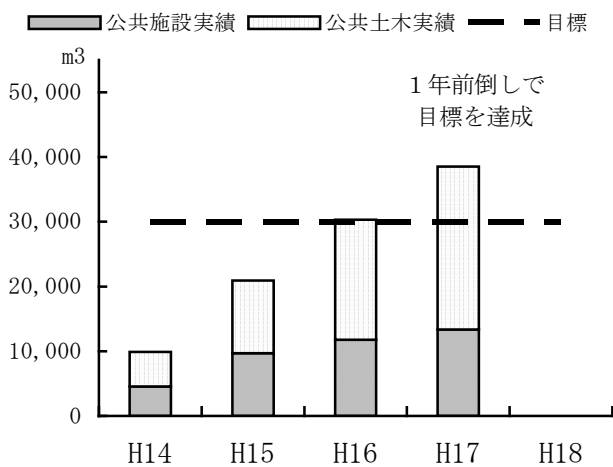
本県では、公共部門において県産材利用の推進を図るため、平成 13 年度に副知事、教育長、警察本部長及び部局長で構成する木材需要拡大庁内会議を設置しました。

この庁内会議では、平成 14 年度に「公共部門での木材の利用推進に関する基本方針」、平成 16 年度に「公共施設の木造・木質化に関する基準」、平成 18 年度に「しずおか木使い推進プラン」、平成 22 年度、平成 27 年度に「“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン」を策定し、全庁をあげて公共部門（公共施設整備、公共土木工事）での県産材の利用に取り組みました。

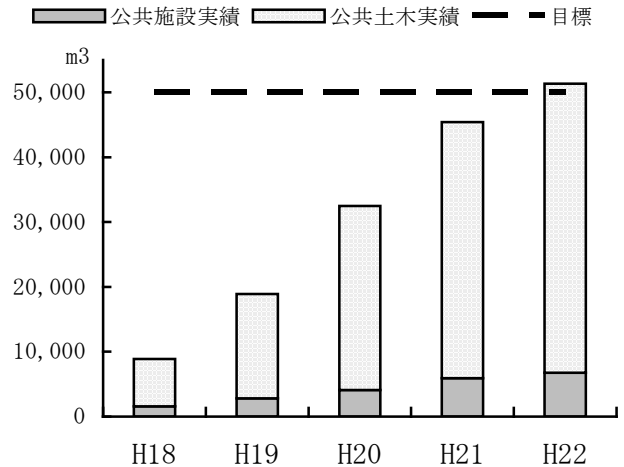
その結果、第 1 期から第 3 期の利用目標を達成するとともに、上方修正した第 4 期（平成 28 年度から平成 32 年度まで）の単年度利用目標も達成する見込みです。

	名称	期間	利用目標	利用実績
第 1 期	公共部門での木材の利用推進に関する基本方針	平成 14～18 年度	30,000 m ³	38,537 m ³
第 2 期	しずおか木使い推進プラン	平成 18～22 年度	50,000 m ³	51,348 m ³
第 3 期	“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン	平成 23～27 年度	85,000 m ³	115,282 m ³
第 4 期	“ふじのくに” 公共建築物等木使い推進プラン	平成 28～32(29) 年度	38,000 m ³	41,851 m ³ (見込み)

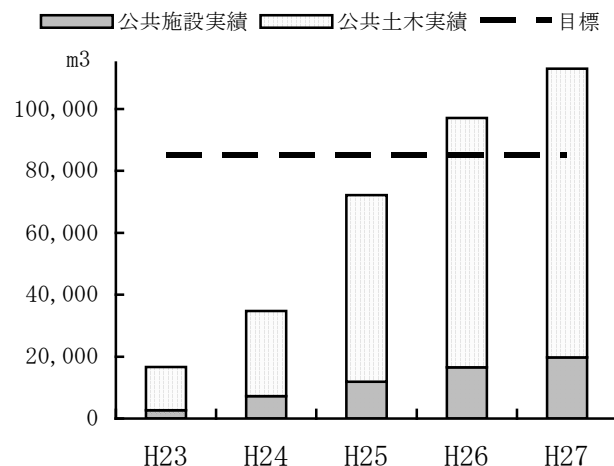
第 1 期の目標と実績(累計)



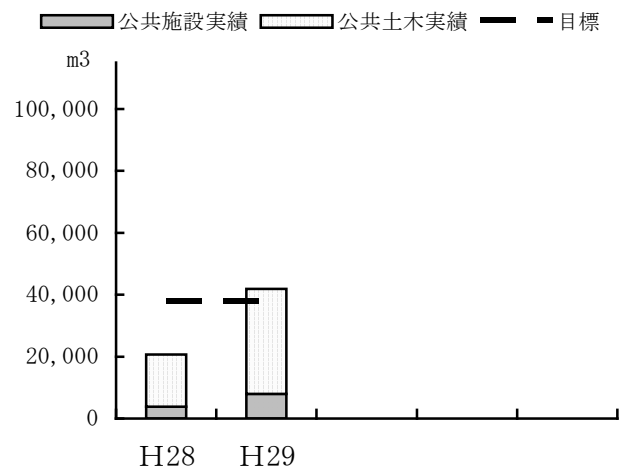
第 2 期の目標と実績(累計)



第 3 期の目標と実績(累計)



第 4 期の目標と実績(累計)



(平成 29 年度は実績見込み)

平成 30 年 3 月 木材需要拡大庁内会議

事務局：経済産業部森林・林業局林業振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6

電話 054-221-2612